

2023年5月8日

ひまわり共済加入事業所 各位

さいたま商工会議所

新型コロナウイルス感染症による
『ひまわり共済 病気入院見舞金』のお取扱いについて

日頃より当所共済制度の運営につきましては、ご理解ご協力を賜り御礼を申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆様に心からお見舞い申しあげますとともに、現在罹患されている方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、政府方針のとおり 2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されたことから、当所といたしましても、「ひまわり共済 病気入院見舞金」の支払い対象者を変更させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。変更内容は下記のとおりです。

【変更内容】

2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、「ひまわり共済 病気入院見舞金」のお支払い対象外とさせていただきます。

但し、5日以上入院された方は通常通り支払対象となります。

なお、2022年9月26日から2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方（※）とさせていただきます。

※重症化リスクの高い方とは

65歳以上の方／入院を要する方／重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方／妊婦の方

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】
会員サービス課
TEL : 048-838-7704